

令和2年7月2日

中学校保護者様

埼玉平成中学校
校長 杉木貴喜
事務局

『令和2年度 埼玉県私立中学校等修学支援実証事業補助金』のお知らせ

向暑の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。さて、埼玉県より埼玉県内の私立中学校等に在学している生徒の世帯を対象とした『埼玉県私立中学校等修学支援実証事業補助金』のご案内がありましたのでお知らせいたします。

なお、申請につきましては、下記に記載されている基準を満たしていることが必要です。（別紙「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業について」、「申請に当たっての留意事項」参照）

申請希望の方は、本校事務局（Tel049-294-8080）へご連絡ください。

記

- 認定基準：①令和2年7月1日現在、埼玉県内の私立中学校に在学している生徒。
- ②保護者等（※）全員の合計所得金額が140万円（年収合計約400万円）未満であること。
 - ・寡婦控除の適用がある場合は143万円未満
 - ・寡夫控除の適用がある場合は147万円未満
- ③生徒が、贈与税が非課税とされる祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていないこと。
- ④保護者等（※）の資産保有額の合計が600万円以下であること。
 - （1）預貯金 （2）有価証券 （3）貴金属（金・銀等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できるもの）（4）投資信託
 - （5）タンス預金（現金） （6）負債（借入金等）
- ⑤生徒の保護者等（※）が、申請書に付随する誓約書を提出すること。
- ⑥生徒の保護者等（※）が、補助金に付随する実態把握のためのアンケート調査及びヒアリング調査に協力すること。
(調査に協力できない場合は補助対象外となります)

※「保護者等」とは

- ア 生徒の親権者全員（親権者がいない場合は、未成年後見人
未成年後見人がいない場合は、主たる生計維持者）
 - イ 生徒と同居する祖父母
 - ウ ア、イの者と同等程度又は同等以上に生徒の授業料を負担する者
- ➡ア～ウの全ての者の上記②、④を確認できる書類が必要です。

（裏面につづく）

■補助金額：**年額最大100,000円**

授業料額の範囲内の金額を補助。補助金は、原則として学校が代理受給し授業料を減額。埼玉県での対象者及び補助金額の決定は12月以降を予定。

■申請締切：**令和2年7月18日(土)《厳守》までに電話にてお申し込みください**

■提出書類：申請希望のご連絡をいただいた後、以下①～③の書類をお渡し、または郵送します。

①「補助金受給資格認定申請書」

※提出時に以下の書類の添付が必要です

- ・保護者等の所得を証明する書類（『課税証明書』等）
- ・保護者等の資産を証明する書類（『預貯金の通帳の写し』等）

②「誓約書」

③「調査票」（文部科学省様式『私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の意識調査』）

■その他：

- ・本補助金及び父母負担軽減事業補助（家計急変世帯）の両方の受給要件に該当する場合は、本補助金及び父母負担軽減事業補助金の両方が支給されます。ただし、両方の支給額を合算した金額の上限は20万円となりますのでご注意ください。
- ・授業料等が全額免除になっている生徒については、本補助金の対象にはなりません。

本事業は国の予算の範囲内で実施される実証事業であり、基準を満たしている場合であっても、支援の対象とならない場合がございますのでご了承ください。

<問い合わせ先> 埼玉平成中学校 事務局

TEL 049-294-8080

私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の皆様へ

私立小中学校等に通う児童生徒への 経済的支援に関する実証事業について 私立小中学校等の授業料を支援します！

- **年収約400万円未満※であり
資産保有額600万円以下の世帯を対象に、
授業料を年額最大10万円支援します。**

※父母、扶養親族が高校生未満の子供のみの世帯の目安であり、
家族構成などにより年収目安は変わります。詳細は申請書類をご確認ください。
- 令和2年7月1日現在、**私立の小中学校等に
通っている児童生徒**が対象です。

対象学校種：私立の小学校、中学校、義務教育学校、
中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部、中学部）
- 申し込みは**通っている学校**などで行います。
- 支援を受けるためには、文部科学省が行う
アンケート調査へのご協力が必要です。

★都道府県や学校により、詳しい手続きの方法が異なります。

詳細については各都道府県または学校から案内がありますので、
ご確認ください。

また文部科学省のホームページには、事業の概要や各都道府県の
お問い合わせ先を掲載しています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1385578.htm

※本事業は予算の範囲内で実施される実証事業であり、基準を満たしている場合であっても、
支援の対象とならないことがありますのでご了承ください。

 **私立小中学校等 経済的支援**



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

申請に当たっての留意事項

○本事業について

私立小中学校の授業料負担が、ご家庭の経済状況からすると極めて重いと考えられる世帯について、授業料負担の軽減を行うとともに、義務教育段階で私立学校を選択した理由やご家庭の経済状況などの実態を把握し、経済的支援の在り方を検討する事業です。

○支援金額について

最大年額 10 万円（原則学校が代理受領し、授業料が減額されます）。

○認定基準について

支援を受けるためには、以下の基準をすべて満たしていることが必要です。

なお、予算の関係上、基準を満たしていても対象外となる場合がありますのでご了承ください。

①在籍基準

7月1日時点で、私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部のいずれかに在籍していること

②所得基準

保護者等※全員の年収合計が約 400 万円未満であること（年収はあくまで目安ですので、具体的な基準は申請書類を御確認ください）。

③資産基準

保護者等※全員の保有資産額の合計が 600 万円以下であること

※保護者等…親権者全員（親権者がいない場合は未成年後見人又は児童生徒の生計を維持する者）、同居の祖父母、左記の者以外に授業料を負担する者のこと。なお、DV や養育放棄、失踪等のため、児童生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる者は除きます。

○提出書類について

以下①～③の全ての書類の提出が必要です。

①申請書（課税証明書と保有資産を確認できる書類の添付が必要です）

②誓約書

③意識調査書（アンケート調査）

なお、①②と③は回収用封筒が別になりますので、ご注意ください。

このほかにヒアリング調査を実施する場合があります。調査対象となった場合はご協力いただることとなりますので、ご了承ください。

○今後のスケジュールについて

アンケート調査については、回答に不備があった場合は修正のお願いをする予定です。支援対象者及び支援額の決定は、12月以降を予定しております。